

佐賀県有機農業推進計画

平成 21 年 3 月

佐 賀 県

～ ～ ～ 目次 ～ ～ ～

第 1	策定にあたって	2
1	計画策定の趣旨及び位置付け	
2	計画の期間	
第 2	有機農業の現状と課題	4
第 3	有機農業の推進に関する目標	5
1	農業者の取組拡大	
2	技術開発等の促進	
3	消費者の理解の促進	
第 4	施策の展開方向	6
1	農業者の取組拡大	
2	技術開発等の促進	
3	消費者の理解の促進	
第 5	推進体制の整備	9
1	県における推進体制	
2	市町、農業団体、民間等との連携強化	
第 6	その他有機農業推進に必要な事項	11
1	有機農業者等の意見の反映	
2	調査の実施	
3	推進計画の見直し	

第 1 策定にあたって

1 計画策定の趣旨及び位置付け

環境問題や健康、食の安全に対する消費者の関心が高まる中、土づくりを基本として、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らして、環境への負荷の低減や、より安全・安心な農産物の生産を行う、有機農業、特別栽培、エコ農業などの、いわゆる環境保全型農業の取組を拡大していくことが、重要な課題となっています。

このようなことから、本県では、県政運営の基本となる「佐賀県総合計画 2007」及び県農政の基本的な指針である「佐賀県『食』と『農』の振興計画」において、「人と環境にやさしい農業の推進」を推進項目の一つとして位置付け、国や県独自の支援策等を実施しながら、環境保全型農業への取組を推進しているところです。中でも、有機農業については、化学合成農薬や化学肥料を全く使用しない生産方法であり、環境保全型農業のトップランナーとして、佐賀県農業のイメージアップにもつながる取組であることから、その積極的な推進に努めています。

一方、国においては、平成 18 年 12 月に、我が国の有機農業の発展を図ることを目的とした「有機農業の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 112 号。以下、「有機農業推進法」という。）が公布、施行され、これに基づき、平成 19 年 4 月には、「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）が策定されたところであり、都道府県においても、基本方針に即して有機農業の推進に係る計画を策定することとされるなど、有機農業の全国的かつ総合的な推進が図られているところです。

このような中で、農業者の方々をはじめ、関係機関、団体等と連携して、本県における有機農業への取組を一層促進するため、今後進めようとする有機農業に関する施策の具体的な展開方向を明らかにした、「佐賀県有機農業推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定するものです。

また、市町や農業協同組合等においては、この推進計画が地域に即した有機農業の取組を進める際の参考として、活用されることを期待しています。

有機農業

有機農業推進法第2条で定義される、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」をいいます。

なお、有機農業により生産される農産物には、有機JAS認証農産物や特別栽培農産物（無農薬・無化学肥料栽培）などが含まれます。

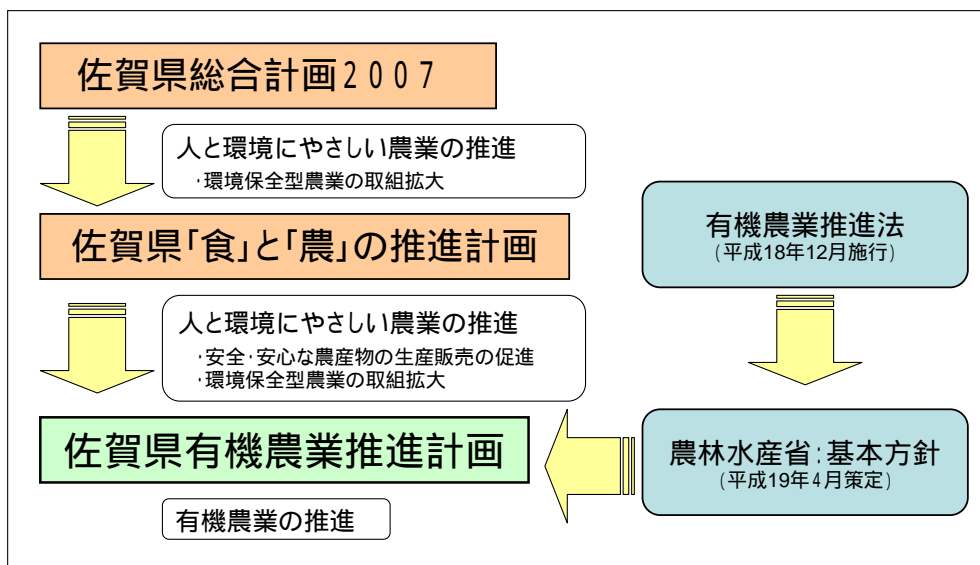
特別栽培

農産物の栽培期間中、化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の使用量を、県内の一般的な栽培方法（いわゆる慣行栽培）に比べ、5割以下に低減した栽培をいいます。

エコ農業

土づくりを基本として、県内の一般的な栽培方法に比べ、化学肥料（窒素施用量の2割以上の削減）、化学合成農薬（散布回数の1回～3回以上削減）の使用低減を併せて行う農法をいいます。

推進計画の位置付け



2 計画の期間

この推進計画の計画期間については、平成21年度から平成25年度までの概ね5年間とします。

第2 有機農業の現状と課題

本県では、これまで、環境保全型農業の取組拡大に向けた各種施策を実施してきた結果、米や野菜などの特別栽培やエコ農業の取組が増加し、有機農業を含めた環境保全型農業に取り組む農家の割合も、平成16年の19%から平成19年には28%となるなど、年々拡大しています。

このうち、有機農業については、平成19年度の実績でみると、52戸の農家が、米を中心に、麦、玉葱、茶、みかんなど84ヘクタールで栽培に取り組まれています。

中には、有機農業の取組を足がかりとして、地域でまとまって米や雑穀に付加価値を付け、全国的に販路を拡大したり、レモングラスやジャンボにんにくなど新規品目の産地化に併せて有機農業を開始し、商品のイメージアップを図るなど、新たな事例も芽生えつつありますが、全体の取組農家数は伸び悩んでいます。

その要因として、有機農業は慣行栽培に比べ、除草対策や病害虫対策に労力を要するとともに、土づくりや病害虫防除などのための機械、施設等の整備も必要となることや、栽培技術が確立していないために収量、品質が不安定になりやすいことなどがあります。

また、消費者においては、有機農業により生産される農産物に対して、「安全・安心」や「健康によい」などのイメージを持っている一方で、有機農業が環境への負荷を大幅に低減するなどの機能を持つことや、慣行栽培に比べ、労力やコストがかかることなどについての理解が十分には進んでいないため、有機農業により生産される農産物は、必ずしもコストに見合った価格では販売できていない等の状況もあり、このようなことが生産拡大につながらない要因の一つになっています。

このように、有機農業は、まだ克服すべき課題を抱えています。こうした課題に的確に対応しながら、その推進を図っていく必要があります。

第3 有機農業の推進に関する目標

本県では、平成16年を環境保全型農業の推進元年と位置づけ、環境保全型農業に取り組む場合に必要となる機械、施設等の整備をはじめとして、生産から加工、流通にわたる県独自の支援を行い、その取組を促進しているところです。

中でも、有機農業は環境保全型農業のトップランナーというべき取組でもあることから、今後とも、農業者をはじめ関係機関、団体等と連携しながら、一層の推進に努めることとし、次のとおり目標を設定します。

1 農業者の取組拡大

農業者が新たに有機農業にチャレンジしたり、また、有機農業者が面積拡大できるようにするため、農業者の取組意欲の向上や農業者相互の連携を進めるとともに、県独自の支援策などを講じながら、農業者の取組拡大に努めます。

有機農業に取り組む農家戸数の目標

平成19年度（現状）	52戸	平成25年度（目標）	100戸
------------	-----	------------	------

2 技術開発等の促進

有機農業者が、一定の収量、品質を安定的に確保できるようにするため、農業系試験研究機関や農業改良普及センター等が相互に連携して、有機農業に関する試験研究を促進し、栽培技術を確立するとともに、その普及に努めます。

3 消費者の理解の促進

消費者の有機農業や有機農業により生産される農産物に対する理解を深め、そのことが販路の確保、ひいては生産拡大につながるようするため、消費者の認知度向上や、消費者と農業者の相互理解を図るとともに、有機農業に関する情報を積極的に発信することにより、消費者の理解の促進に努めます。

第4 施策の展開方向

1 農業者の取組拡大

(1) 農業者の取組意欲の向上

有機農業は、慣行栽培に比べて、特別な技術を必要とし、また、販路を確保する必要があるなど、新たに取り組むに当たってはハードルが高い状況にあります。

このため、取組拡大に当たっては、慣行栽培からエコ農業、エコ農業から特別栽培、特別栽培から有機農業へと段階的に推進を図ることとし、有機農業を目指す農業者に対しては、先進事例や生産技術から販路確保にわたる情報を提供したり、研修会を開催するなど、農業者の取組意欲の向上を図ります。

(2) 有機農業者相互の連携の促進

有機農業者の中には、独自の技術を組み立てて生産し、個別に販路を確保して安定経営している農業者がいる一方で、栽培技術や販路確保に悩みを抱えながら取組んでいる農業者も見受けられます。

このため、有機農業者のネットワークづくりを進めながら、栽培技術や販路確保に関する情報交換会を開催するなど、有機農業者相互の連携を促進します。

(3) 農業者の取組拡大に向けた支援

有機農業を実践する場合には、除草対策や病害虫対策に多大な労力を要し、また、有機農業に取り組むために必要な機械、施設の整備など新たな投資が必要となるなど、生産経費が高むことが、取組につながらない要因となっています。

このため、有機農業の取組に必要な新たな機械、施設等の導入など、農業者の有機農業への新たな取組や、その拡大を促進するための支援に努めます。

(4) 販路拡大のための支援

新たに有機農業に取り組む場合や、生産拡大をしていくためには、慣行栽培と区別して、そのコストに見合った価格で売ることができる販路の確保が重要となります。

このため、バイヤーを招いた商談会や、小売店舗での展示即売会を開催するなど、有機農業により生産される農産物の販路拡大のための支援に努めます。

2 技術開発等の促進

(1) 有機農業に関する試験研究の促進

有機農業者は、地域の気象や土壌条件、過去の経験等を踏まえ、独自の技術に様々な工夫を凝らしながら、有機農業を実践されています。

また、温暖多雨で病害虫や雑草の発生が多い本県においては、化学合成農薬に代わる除草対策や病害虫防除対策などの実践できる技術開発も望まれています。

このため、農業系試験研究機関や農業改良普及センター等が相互に連携しながら、県内外の実践事例を収集し、検証するとともに、例えば、県内に豊富に存在する家畜排せつ物と稲わら、麦わらを有効に活用した土づくり技術や、過去に行われていた農業技術など、有機農業に応用できる技術を組み立てて体系化し、一定の収量、品質を安定的に確保するために必要な栽培技術の確立を促進します。

ア 有機農業者等の実践事例の調査や情報収集

イ 実践事例の有効性の検証

ウ 化学肥料に代わるたい肥等を利用した土づくりや肥培管理技術の開発

エ 化学合成農薬に代わる病害虫防除技術の開発

オ 除草剤に頼らない雑草防除技術の開発

(2) 有機農業に関する栽培技術の普及

栽培技術については、農業改良普及センターを中心として、有機農業に関する技術相談への対応や、試験研究機関で開発された技術の普及指導を強化します。

3 消費者の理解の促進

有機農業により生産される農産物については、県内の一部の直売所等で販売されている程度にとどまっていることから、消費者が身近で購入できる状況とはなっておりません。

また、農業者が抱える有機農業の生産の難しさや、有機農業の持つ機能、及び有機農業により生産される農産物の価値などについては、消費者の理解

が十分に進んでいない状況にあります。

このため、消費者の有機農業や有機農業により生産される農産物についての認知度向上を図るとともに、消費者が、有機農業や有機農業により生産される農産物に関する情報を入手できるように、各種情報を発信します。

また、「食と農の絆づくりプロジェクト」と連携し、消費者と有機農業者が情報交換を行う機会を創出するなど、相互の理解を促進します。

ア フォーラムの開催や小売店舗での啓発活動

イ ＣＳＯ（社会市民組織）と連携し、イベント等による消費者への普及啓発

ウ 有機農業に関する冊子の作成

エ 県ホームページ「有機農業ステーション」への情報掲載

第5 推進体制の整備

1 県における推進体制

有機農業の推進のために必要な施策を、生産、流通及び販売の各側面から、計画的かつ一体的に推進し、施策の効果を高めるため、これらの施策を担当する関係課、技術の開発を担う試験研究機関及び農業者に対する普及指導を行う普及指導機関で、連携を強化します。

また、有機農業に関する試験研究の一層の充実を図るため、平成20年4月に農業試験研究センター内に有機・環境農業部を設置したところであり、さらに、有機農業に係る農業系試験研究機関の連携を強化するために設置した「有機農業研究推進会議」において、研究の効率化、情報の共有化を図り、技術開発体制を強化します。

さらに、有機農業者や有機農業を目指す農業者に対し、効果的な指導や助言が行えるよう、普及指導員への情報提供や研修の充実を図ることにより、農業技術防除センター及び農業改良普及センターにおける普及指導体制を強化します。

2 市町、農業団体、民間等との連携強化

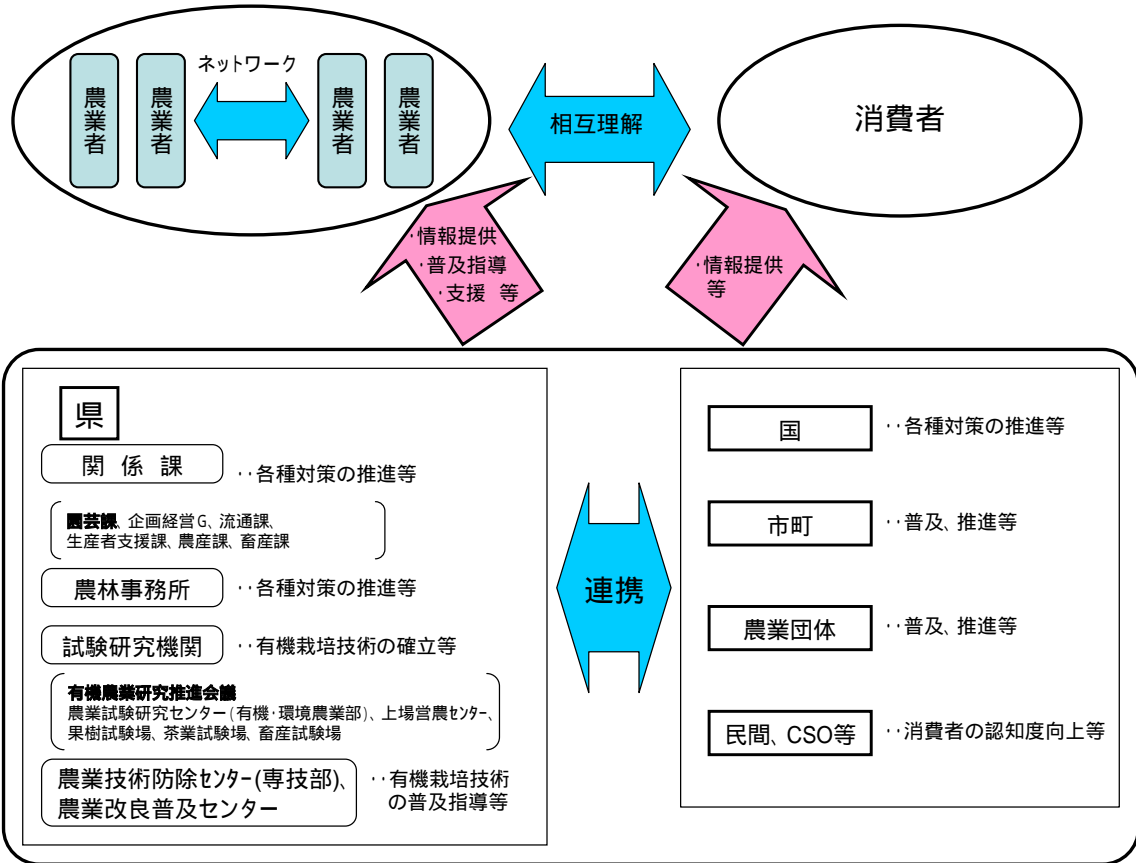
(1) 市町及び農業協同組合との連携強化

有機農業の推進に関する施策について、市町及び農業協同組合と情報交換を図り、連携を強化します。

(2) CSO（社会市民組織）等との連携強化

消費者の有機農業に関する普及啓発について、有機農業者と消費者の交流をしている団体等と協働を進め、連携を強化します。

有機農業の推進体制図



第6 その他有機農業推進に必要な事項

1 有機農業者等の意見の反映

有機農業の推進に当たっては、有機農業者や消費者、流通業者、学識経験者等の意見等を踏まえるなどをし、幅広い取組に努めます。

2 調査の実施

施策や試験研究等の参考とするため、必要に応じて、市町、農業団体、流通業者、登録認定機関、有機農業者等の協力を得て、有機農産物の生産、流通の動向等の情報、有機農業に取り組む農業者の経営戦略、取組事例、その他の有機農業の推進のために必要な情報等の調査を実施します。

3 推進計画の見直し

この推進計画は、平成21年度から概ね5年間を計画期間として定めるものとしますが、国の基本方針の見直しや、情勢の変化などにより、必要に応じ見直すこととします。